

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について

当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実施しております。

1. 看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制
 - (1) 看護職員の負担の軽減及び処遇改善に関する責任者
 - ・看護部長 大石 美奈子
 - (2) 看護職員の勤務状況の把握等
 - ・勤務時間：平均 約42時間（うち、時間外労働2時間）
 - ・2交代の夜勤に係る配慮：勤務後の暦日の休日の確保
 - ・3交代の夜勤に係る配慮：勤務後の暦日の休日の確保
 - (3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会
 - ・開催頻度：年2回 ・参加人数：7人／回
 - ・参加職種：医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務職員
 - (4) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画
 - ・計画の策定：看護職員負担軽減及び処遇改善画策定
 - ・職員に対する計画の周知：院内掲示、朝礼にて発表
 - (5) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開
 - ・院内掲示
2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容
 - (1) 看護職員と他職種との業務分担
 - ・薬剤師 ・臨床検査技師 ・医師事務作業補助者
 - (2) 短時間正規雇用の看護職員の活用
 - ・短時間正規雇用の看護職員の活用の実施
 - (3) 多様な勤務形態の導入
 - ・多様な勤務形態の導入の実施
 - (4) 妊娠・子育て中・介護中の看護職員に対する配慮
 - ・夜勤の減免制度 ・半日・時間単位休暇制度
 - ・所定労働時間の短縮 ・他部署等への配置転換
 - (5) 夜勤負担の軽減
 - ・夜勤従事者の増員
3. 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等
 - ・11時間以上の勤務間隔の確保
 - ・夜勤の連続回数が2連続（2回）まで
 - ・看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話
 - ・みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上